

鋼船規則

K 編 材料

規則

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 規則 第 26 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 2 月 23 日 理事会 承認

2015 年 4 月 22 日 国土交通大臣 認可

2015 年 5 月 8 日 規則 第 26 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

K 編 材料

8 章 アルミニウム合金材

8.1 アルミニウム合金の圧延材及び押出形材

8.1.8 耐食性試験

-1.を次のように改める。

-1. 表 K8.3(a)に掲げるアルミニウム合金材のうち、質別が ~~H111, H112~~, H116 又は H321 で、かつ海水に接する可能性のある船体構造等に使用されるものについては、耐食性試験を行わなければならない。

附 則

1. この規則は、2015 年 5 月 8 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった材料については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。